

逗子市小坪5丁目地内国有海浜に関する駐車場占有事業者提案型選定条件書

逗子市小坪5丁目地内国有海浜地に関する駐車場占有事業者提案型選定実施要領に基づく提案に当たっての条件は次のとおりとする。なお、本占有の許認可手続きに当たっては、条例、海岸法、同法施行規則及び提案書等提出書類に基づき、占有予定者と事前協議を行ったうえで、処理するものとする。協議の結果、条件を一部変更することもある。

●本提案型選定実施時点の当該国有海浜地時間貸駐車場占有条件

- (1) 漁業振興のための時間貸駐車場運営に係る占有であること。
- (2) 当該国有海浜地を一団の土地(2,296㎡)として占有すること。
- (3) 時間貸駐車場運営に係る費用は全額申請者負担とすること。
(設備設置・撤去費、維持管理費等を含む。)
- (4) 占有許可期間満了又は許可の取り消しがあった場合は原則として申請者が現状復旧すること。
- (5) 公益上やむを得ない必要が生じたときは、占有許可期間中であっても許可を取り消す場合がある。
- (6) 駐車台数、利用料金等時間貸駐車場の運営に係る諸条件は漁港管理者(市)と許認可手続きの際に協議の上決定するものとするが、次の協議想定事項を考慮した上で、駐車場配置図案及び収支概算試算書を作成し、事前に提出すること。

【協議想定事項】

- ア 時間貸駐車場利用料金の設定に当たっては、近傍地と均衡を図ること。
- イ 漁業振興及び漁港の活性化に資するために、大型車両(観光バス等)も利用できること。
又は小坪海浜地域(小坪4～5丁目)内に別に用意できること。
- ウ 近隣の公共・福祉施設が使用する必要台数分(15台程度)を別途確保し、公共の福祉に寄与する運営を行うこと。
- エ 漁業関係者及び地元事業者等と連携する等、地域経済活動に寄与する運営を行うこと。
- オ 地域伝統行事である夏期祭礼時には地元自治会等と使用調整を行う等、地域活動に寄与する運営を行うこと。

※7-8月の約1か月間、全体面積1/2程度、時間貸駐車場としては使用不可となる想定